

緊急事態宣言の解除をうけての今後の協会事業等の再開・実施の方針について

令和2年6月3日
公益社団法人兵庫県看護協会

1 経過と現状

県内における新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」とする。）の拡大とそれに伴う緊急事態宣言の発令、さらにはその延長という状況の中で、政府や兵庫県の方針等に従い、また、本会事務局としても会員及び役職員の安全確保等を考慮し、2月後半以降、6月までのほとんどの研修・講習会や事業は延期又は中止としました。

また、各支部、各委員会の事業についても、それぞれに判断を委ねていますが、基本的には事務局事業と同様の状況にあります。

2 基本的な考え方

(1) 事業の再開・実施について

兵庫県における緊急事態宣言の解除をうけ、今後も、感染症の動向や政府・兵庫県の対応等を踏まえつつ、会員や参加者、役職員の安全の確保を最優先としながらも、できるだけ早期の事業を再開・推進し、会員サービスの確保・提供が可能となるよう、また、それにより、年度を通じて重点方策・事業の推進・実現が可能となるよう、最大限努力します。

(2) 健全経営の確保

現在まで、法人経営の面においても、当初予算どおりの執行は既に困難となっていますが、可能な限りの計画にそった事業の実施、特に委託事業、補助事業については極力計画どおり実施する一方、費用の削減・抑制をさらに強化し、経営悪化を最小限にとどめられるよう取り組みます。

(3) 感染症に係る会員・会員施設の支援

業務は順次再開・実施しますが、感染症の影響の長期化と会員や会員施設における非常に厳しい状況を踏まえ、引き続き、支援に全力で取り組むとともに、県や市からの要請にもできるだけ応えていきます。

(4) 感染拡大再燃時の対応

今後、感染症の拡大の第2波・第3波の出現等により兵庫県に緊急事態宣言が再度発令された際等には、必要に応じて再度事業の延期・中止等を検討します。

（兵庫県における自粛再要請基準は、新規陽性患者数 1週間平均 10人）

3 事業の再開・実施についての考え方

(1) 新たな事業様式等の構築

- ① 会員・会員施設の理解と協力のもと、「新型コロナウイルスの感染拡大を予防するひょうごスタイル」〔別紙①〕を参考に、本会として「新たな事業様式」〔別紙②〕を構築し、会員等利用者及び役職員の安全を第一に新型コロナウイルスの感染拡大を防止しつつ事業を展開していきます。
- ② 今回の対応を契機として、オンライン(WEB)による事業展開、さらには、日曜日も含めた事業の分散実施も検討していきます。

(2) 再開・実施の判断

緊急事態宣言の解除という状況（の変化）も踏まえつつ、時期や事業等によって一律に中止や延期ということでなく、事業の内容や対象者、現在や今後のニーズ等を詳細に踏まえた上で、また、実施内容や方法、参加者数の制限、時期などの見直しの可能性とあわせて判断します。

(3) 事業目的の達成

最新のニーズを踏まえつつ、可能な限りの事業の目的の達成に努めます。

4 研修や事業等ごとの対応方針

今後、研修や事業の目的・内容等に応じて対応方針を定め、推進を図ります。

なお、研修等の開催にあたっては、対策を定め、参加者の安全確保に努めます。

5 委員会（支部の委員会を除く。）の活動について

各委員会の活動の実施については、委員会の活動目標を踏まえて、計画的に事業が実施できるよう、各委員会で方針を定めて推進することとします。

また、実施にあたっては、「ひょうごスタイル」及び「兵庫県看護協会の新たな事業様式」等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、事務局等とも適宜協議の上、基本的感染対策を遵守して実施します。

事務局としては、安全に効果的に事業が実施できるよう、可能な限りの支援を行います。

6 支部の事業について

各支部の活動（委員会活動を含む。）の再開・実施については、地域の発生状況等を勘案しての支部の判断によるものとしますが、「ひょうごスタイル」及び「兵庫県看護協会の新たな事業様式」等を踏まえて内容等を見直すこととします。

また、活動にあたっては、基本的感染対策を遵守して実施します。

事務局としては、安全に効果的に事業が実施できるよう、可能な限りの支援を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大を予防する 「ひょうごスタイル」

兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」を取り入れ
新型コロナウイルス感染拡大予防にご協力をお願いします

I 感染拡大を予防する「日常生活」(ライフスタイル)

1 ウィルスとの共存を意識した生活習慣

- (1)「3密」(密閉・密集・密接)の回避
- (2)身体的距離(ソーシャルディスタンス)の確保(できるだけ2m。最低1m)
- (3)マスクの着用、咳エチケットの徹底
- (4)手洗い・手指消毒(手洗いは30秒程度、石けん・消毒薬の利用)
- (5)体温測定・健康チェック(熱や風邪の症状がある時は自宅で療養)
- (6)発症時やクラスター発生時に備え、いつ誰とどこで会ったかを記録



2 日常生活の各場面別の行動スタイル

(1) 買い物	<input type="checkbox"/> 通販、電子決済の利用 <input type="checkbox"/> 展示品への接触は控える <input type="checkbox"/> レジに並ぶときは、前後にスペース <input type="checkbox"/> 計画を立て、1人又は少人数ですいた時間に素早く済ます
(2) 公共交通機関	<input type="checkbox"/> 会話は控えめに <input type="checkbox"/> 混んでいる時間帯を避ける <input type="checkbox"/> 徒歩や自転車も併用する
(3) 食事	<input type="checkbox"/> 持ち帰りや出前、デリバリーも利用 <input type="checkbox"/> お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける <input type="checkbox"/> 対面ではなく、横並びで座る <input type="checkbox"/> 会話は控えめに <input type="checkbox"/> 大皿は避け、料理は個々に
(4) 娯楽・スポーツ等	<input type="checkbox"/> 公園はすいている時間、場所を選ぶ <input type="checkbox"/> 筋トレやヨガは自宅で動画を活用 <input type="checkbox"/> ジョギングは少人数で <input type="checkbox"/> すれ違うときは距離をとる <input type="checkbox"/> 予約制を利用する <input type="checkbox"/> 歌や応援は、十分な距離の確保かオンラインで
(5) 冠婚葬祭等	<input type="checkbox"/> 多人数での会食は避ける <input type="checkbox"/> 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

II 感染拡大を予防する「働き方」(ワークスタイル)

- 在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤の推進 会議はオンラインで
- 対面での打合せは換気とマスクを 発熱など体調不良の従業員の出勤を停止 職場での「3密」防止

III 自然災害と感染症との「複合災害」への備え(災害文化)

1 「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」の活用

2 複合災害に対応するための事前準備

- ・ 自然災害と感染症との「複合災害」に備え、避難場所・避難所の確認や避難所での対応等について、事前に準備
- ・ 避難判断にあたっては、「マイ避難カード」や「ひょうご防災ネット」アプリを活用

★国が出している「新しい生活様式」を参考に協会の「新たな事業様式」を決める。

「兵庫県看護協会の新たな事業様式」(案)

- 基本方針**
- ・ 「感染しない・させない・広げない」
 - ・ 「3つの密を避ける（密閉・密集・密接）」
 - ・ 「Withコロナ コロナと共生」

感染防止の3つ+1の基本

1. 身体的距離の確保（できるだけ2m、最低1m）
2. マスクの着用
3. 手洗い
4. 環境整備の徹底

【具体的内容】

1. 3つの密を避ける。

- 1) 研修・会議等の際は、人と人の間は、1m以上開ける。
 - ・1机に1人が基本
 - ・研修等の最大収容人数は、部屋の大きさによって安全が確保できる範囲で決定。
 - ・分散開催の検討（時間、土曜日・日曜日開催）
- 2) 受付等、人が対面し集中する場所は、1m以上の間隔で並び、ビニールカーテン等を使用
- 3) 機械換気は常時、それ以外に休憩時・もしくは定期的に換気
 - ・対面での会議・グループワーク時等は常時換気を実施（ドアの開放）

2. 基本（感染防止対策）の徹底

- 1) 行動前後の手洗い・手指消毒の徹底
- 2) マスクを必ず着用し、対面での会話は避ける。

3. 環境整備の徹底

- 1) 事業等の前後の使用物品（マイク等）の消毒
- 2) 複数の人が触れるもの・場所（ドアノブ、エレベーターのボタン、照明や空調のスイッチ、共用スペースのテーブルや椅子等）は適宜清拭消毒を実施
- 3) トイレの水を流す際は蓋を閉める。

4. 症状のある方の入館制限

- 1) 自宅での外出前の体温測定
- 2) 平熱より高い、風邪症状がある場合のほか、体調不良の場合は、参加・出席を控える。

5. クラスターの発生リスクを下げる。

- 1) 入室時は問診票の記入、席は指定
- 2) エントランスホール、談話エリア等の共有スペースの使用制限（談話エリアは長期研修時に限り使用可とするが、短時間に限る）。
- 3) 使用階以外の立入制限（研修生の図書室を除く。また、トイレのみ2・3・4階使用可）
- 4) ゴミの持ち帰りの徹底

6. 研修・会議等の実施方法の検討

今後、オンライン講義、オンライン会議等の導入も検討する。

7. 不特定多数の参加事業等

事業の内容、参加（予定）者の状況等に応じて必要な安全対策を講じる。

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県看護協会の対応について

2020.6.16現在
兵庫県看護協会

I これまでの対応

看護職の職能団体として、また、公益法人として、2月の国内における感染患者の確認以降、必要な体制を整備するとともに、自主的・主体的に、また、県等からの要請も踏まえ、積極的に取組みを進めてまいりました。

1 会員・会員施設に対する支援

職能団体として、会員及び会員施設の極めて厳しい状況を踏まえ、物心両面から、また、直接的・間接的な支援に幅広く取り組みました。

(1) 相談窓口の開設

- ① 看護職向け「緊急メンタル電話相談」の開設（3月23日～、5月の連休中も開設）
メールによる相談開始（4月28日～）
- ② 看護職向け「新型コロナウイルス感染症電話相談」の開設（4月20日～、5月の連休中も開設）
- ③ 役員による感染症指定病院・協力施設等の状況確認・相談の実施

(2) 防護具等資材の確保・支援

会員や会員施設等からの個別の要望に加え、全会員施設の在庫状況調査も実施し、国や県、日本看護協会、民間企業等から提供を受けた資材を必要度の高い施設から順次提供・支援

(3) 情報提供

ホームページのトップページに「新型コロナウイルス感染症への対応」特設バナーを設置して集中的に関連情報を提供（2月26日～）

(4) その他支援の取組み

- ① 看護職をはじめとする医療従事者への感謝のメッセージを伝える動画などの制作・配信
「クラップ・フォー・ケアラーズ」など4本
- ② 報道機関の取材等への対応
テレビ、新聞への取材に対し、最前線の看護職等医療従事者の状況、看護職等への支援の必要性等を説明
- ③ 民間企業や団体からの支援の会員施設等への提供
「DAGASHI」で世界を笑顔にする会、地域の財団、企業等からの支援

2 県民向けの支援

新型コロナウイルス感染症の影響で県民向けの事業を全面的に休止している中で、公益法人として、県民の皆さんのご意見・ご要望を踏まえ、特別に事業等を実施しました。

- ① 臨時「まちの保健室電話相談」開設（5月18日～）
- ② 1日まちの保健室（8月9日開催）に向けた準備に着手
 - ・ 巣ごもりフレイル対応
- ③ ホームページによる情報提供〔再掲〕

3 県からの要請への対応

住民対応や医療機関等対応の中核となる県からの様々な要請に、本会の専門職の知識や経験を活かし、また、本会のネットワーク機能を活用し、対応を図りました。

(1) 県の相談・調整体制確保への協力

- ① 「コールセンター」の24時間電話相談体制確保（協会専門職の派遣、プラチナナース等外部からの要員の確保、2月28日～）
- ② 「健康福祉事務所電話相談対応」への派遣（協会専門職4月16日～5月1日）
- ③ 「患者入院調整コーディネーター」への派遣（協会専門職、4月16日～4月24日）
- ④ 「軽症者宿泊施設看護職調整」への派遣（協会専門職、4月30日～5月15日）

(2) 県の軽症者宿泊施設看護職の確保への協力

- ① 全会員施設に会長名の要請文書を送付し、協力を要請（4月22日）
主要病院には直接協力を要請
- ② ホームページへの会長メッセージの掲載（4月22日）
- ③ ナースセンター機能による要員確保への協力

(3) 県の設置する「対策協議会」への参画

設置（3月24日）以来会長が4回出席、次のような事項を提案・要望

- ① クラスター発生病院等に対する誹謗中傷等への対応の必要性
- ② 防護資材の不足状況、訪問看護ステーション等の窮状
- ③ 第2波、第3波の備えとしての防護資材の確保、看護職等医療従事者への適切な待遇

4 県等関係先への要望の実施

会員や、会員施設をはじめとする医療機関・施設等の状況、ご意見・ご要望をお聞きし、また、日本看護協会との連携のもと、兵庫県看護連盟とも協調・連携を図り、関係方面への積極的な要望活動を行いました。

(1) 県健康福祉部長あて緊急要望書提出（3月27日）

- ・ 理事会等において現場の状況を把握
- ・ 医療機関の機能維持、安全確保、医療従事者への支援等に関する要望

(2) 県知事、健康福祉部長あて要望書提出（4月24日）

日本看護協会と連携した看護職の待遇等に関する要望

(3) 県知事、健康福祉部長、医務課長、県議会看護関連議員あて要望書提出（5月21日）

神戸市長、健康局長、福祉局長、神戸市議会議長へ要望書提出（6月3日）

看護職への危険手当の支給、医療従事者に対する措置等に関する要望

5 協会（内）における体制強化・取組み

事態の進展を踏まえて体制を整えるとともに、強化を図り、諸課題への迅速・的確な対応を図りました。

(1) 幹部会（役員会）の随時開催による対応（2月～）

(2) 健康危機対策支援本部の設置による対応強化（4月6日～、6月16日までで22回の本部会議を開催）

(3) 臨時の組織として「新型コロナウイルス感染症対策担当」を事務局職員の兼務により設置（4月13日～）し、体制を強化

(4) 役職員の安全対策を徹底（2月以降随時）

6 延期・休止していた事業等の再開・実施に向けた取組み

政府の「新しい生活様式」、兵庫県の「ひょうごスタイル」を踏まえて「兵庫県看護協会の新たな事業様式」を定め、「緊急事態宣言の解除をうけての今後の協会事業等の再開・実施の方針について」を決定・公表するとともに、研修等一部事業を再開しました。

II 今後の対応

これまでの対応について、必要に応じて継続あるいは拡充して取り組むとともに、今後、本会の持つネットワークや様々なリソースを活かし、今後想定される第2波、第3波への備えとして、また、将来の健康危機管理・感染症対応に資するため、様々な取組みを進めてまいります。

〔実施・計画事業等〕

(1) 第1波の経験の共有とネットワークづくり

① 感染症指定病院・協力施設 看護管理意見交換会（6月11日）

第1波の経験について意見交換を実施し、第2波への備えを共有する。

② 感染症指定病院・協力施設 感染管理認定看護師意見交換会

（6月末から7月初旬開催予定）

・ 感染防止策の共有、他施設との入院調整

・ 地域における第2波への備えとしてのネットワーク作り

③ 施設代表者会 「新型コロナ第2波への備えシンポジウム」〔仮称〕

（8月6日開催予定）

(2) 医療機関・施設の看護職対象の研修

① 介護施設新型コロナウイルスクラスター予防研修（6月27日、7月中旬）

② 急性期病院看護師の新型コロナウイルス対応・スキルアップ研修（計画中）

(3) 災害・健康危機対策委員会の取組み

① 新型コロナウイルス感染症対策研修（計画中）

② 災害支援ナースを対象とする避難所等における新型コロナウイルス感染症対策研修（計画中）